

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業
に関するQ & A（第14版）
＜事業実施・実施状況報告編＞

注意

本Q & Aは、随時見直しを行っております。
ご使用の際は、必ず最新版のQ & Aをご確認下さい。

2024年4月19日

内閣府 地方創生推進事務局

目 次

4. 寄附の受領について

Q 4-1. 寄附の受領時期	1
Q 4-2. 寄附の金額の目安に対するペナルティ	1
Q 4-3. 事業費確定前の寄附の申し出	1
Q 4-4-1. 現物寄附の取扱い	2
Q 4-4-2. 価額の算定	2
Q 4-4-3. 現物寄附に係る受領証	3
Q 4-4-4. 翌年度以降使用する物品の寄附	3
Q 4-4-5. 物品の管理	3
Q 4-4-6. 物品の処分	4
Q 4-4-7. 現物寄附の議会への報告	4
Q 4-5. 出納整理期間中の寄附受領	4
Q 4-6. 地方創生応援税制の対象法人	4
Q 4-7. 「本社の立地する地方公共団体」への寄附①	4
Q 4-8. 「本社の立地する地方公共団体」への寄附②	5

5. 寄附を行うことの代償としての経済的利益の供与について ⇒ 別添の図を参照

Q 5-1-1. 総説（禁止される具体例の例示）	5
Q 5-1-2. 総説（許容される具体例の例示）	6
Q 5-2-1. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約	6
Q 5-2-2. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約	7
Q 5-2-3. すでに契約関係にある企業からの寄附	7
Q 5-3-1. 有償のネーミングライツ契約	7
Q 5-3-2. 無償のネーミングライツ契約	8
Q 5-4-1. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等の利用	9
Q 5-4-2. 寄附により整備されたサテライトオフィスの専属的利用	9
Q 5-5. 寄附を行った法人の関係会社との契約	10
Q 5-6-1. 寄附を行った法人との間での一定の関係の成立	10
Q 5-6-2. すでに一定の関係にある法人からの寄附	11

6. 変更・取消しについて

Q 6-1. 地域再生計画の変更認定申請	12
Q 6-2. 対象事業の繰り越し	12
Q 6-3. 地方版総合戦略の改訂	12
Q 6-4. 適用対象外地方公共団体となった場合の手続	12
Q 6-5. K P I 未達成の場合の手続	13

Q 6-6. 地域再生計画の認定取消事由	13
Q 6-7. 地域再生計画の認定取消がなされた場合の寄附金の取扱い	13

7. 税額控除について

Q 7-1. 税制優遇措置の内容	14
Q 7-2. 税制優遇措置を受けるための企業における手続	14
Q 7-3. 受領証の交付①	14
Q 7-4. 受領証の交付②	15

8. 効果検証及び報告について

Q 8-1. 国への事業の実施状況に関する報告	15
Q 8-2. 寄附額が事業費を上回った場合の対応	15
Q 8-3. 国への事業の実施状況に関する報告の公表	16
Q 8-4. 住民に対する効果検証結果の公表	16
Q 8-5. 寄附企業に対する効果検証結果の公表	16

9. 地方議会との関係について

Q 9-1. 議会对応	16
Q 9-2. 地方自治法上の「負担付の寄附」	17

10. 広報について

Q 10-1. 国の広報	17
Q 10-2. 地方公共団体の広報	17

11. その他

Q 11. 法人にとってのメリット	18
-------------------	----

参考様式

・ A 4-3 : まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について	19
・ A 4-4-3 及び A 7-3 : 受領証	20
・ A 4-4-5 : まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附物品管理簿	21
・ A 8-1 : まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告書	22
・ A 8-1 : まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費の確定について	23

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」等に係るQ&Aの構成

総説	禁止される具体例の例示	【Q5-1-1】
	許容される具体例の例示	【Q5-1-2】
個別事例の詳述		
契約一般	寄附を行った法人を契約の相手方とすること	【Q5-2-1】
	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約	
	上記以外の事業に係る契約	【Q5-2-2】
	すでに契約関係にある法人から寄附を受領すること	【Q5-2-3】
ネーミングライツ	寄附を行った法人をネーミングライツ契約の相手方とすること	【Q5-3-1】
	有償のネーミングライツ契約	
	無償のネーミングライツ契約	【Q5-3-2】
施設等の利用	寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させること	【Q5-4-1】
	寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人に専属的に利用させること	【Q5-4-2】
寄附法人の子会社等	寄附を行った法人の関係会社を契約の相手方とすること	【Q5-5】
契約関係類似の関係	寄附を行った法人との間で一定の関係を成立させること	【Q5-6-1】
	すでに一定の関係にある法人から寄附を受領すること	【Q5-6-2】
その他の	法人にとってのメリット	【Q11】

4. 寄附の受領について

<p>Q 4-1. 法人からの寄附はいつ受領することができるのですか。</p>	<p>A 4-1. 法人からの寄附は、地域再生計画の認定後であれば、受領が可能です。 ただし、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に確実に充てる必要があるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費の確定前に寄附を受領する場合は、地域再生計画に記載した「寄附の金額の目安」の範囲内で、 ・事業費の確定後に寄附を受領する場合は、事業費の範囲内で、 <p>受領してください。 事業費の確定後は、事業費の範囲内であれば「寄附の金額の目安」を超えて寄附を受領することが可能となります。 事業費を超えて寄附を受領した場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがありますので、最終的に寄附額が事業費を超えないよう適切に管理してください。 また、事業実施後に国へ当該事業の実施状況を報告する際に、寄附法人の法人番号を記載することとしているため、寄附を受領する際に把握するように努めてください。 なお、基金への積立てに充てる寄附については、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）を参照してください。</p>
<p>Q 4-2. 地域再生計画に定めた寄附の金額の目安に比べ、実際に受け入れた寄附が少ない場合にペナルティが課せられることはあるのですか。</p>	<p>A 4-2. 寄附の金額の目安とは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費の確定前に地方公共団体が受領することのできる寄附額の上限となる目安額を指します。 したがって、寄附の金額の目安に比べ、実際に受け入れた寄附が少ない場合であってもペナルティが課せられることはありません。</p>
<p>Q 4-3. 事業費が確定する前に、企業から寄附の申し出を受けることはできますか。</p>	<p>A 4-3. 事業の企画立案から事業の実施完了に至るまで、随時、企業からの寄附の申し出を受けることが可能です。認定後に特例措置が活用されないことのないよう、できるだけ多くの企業に事前に相談・説明するようにしてください。 その際、地方公共団体において、企業からの寄附の申し出を記</p>

	<p>録しやすいよう、別添に参考様式を作成しておりますので、必要に応じてご活用ください。</p>
<p>Q 4-4-1. 寄附を現金ではなく、現金以外の物品等の資産で受領することは可能ですか。</p>	<p>A 4-4-1. 税法上、現金以外の資産であっても、事業に直接供することができるものであり、かつ、支出時の資産の価額を計算できるものであれば、地方創生応援税制の適用がある寄附として受領することが可能となる場合もあります。 ただし、一般に、物品による寄附については、当該物品の価額を特定することが難しく、現金による寄附と比較して、その寄附額を確定することが困難であると考えられるため、地方創生応援税制に係る寄附については、できる限り現金で受領するようにしてください。</p>
<p>Q 4-4-2. 物品による寄附の場合の価額の算定はどうなりますか。</p>	<p>A 4-4-2. 上記A 4-4-1のとおり、物品による寄附については、当該物品の価額を特定することが困難等の事情があるため、できる限り現金で受領することが望ましいところですが、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に当たっては、当該物品による寄附が当該事業に欠かせない場合もあるものと考えられます。 物品による寄附があった場合、税法上、寄附金の額は、その寄附の時におけるその物品の価額とされ、当該価額は、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額によることとされています。 このため、受領した物品の価額は、地方公共団体が第三者から当該物品を購入することとした場合に、通常支払うこととなる金銭の額を基に算定することとなり、例えば、製造メーカーから製品の寄附を受けるような場合には、その製品の通常の販売価格が受領した物品の価額となるほか、災害時において備蓄用の消耗品等の寄附を受ける場合のように、寄附者が寄附対象となる物品を販売していなければ、当該物品を第三者から購入することとした場合に通常支払うこととなる価額が受領した物品の価額となります。 また、不動産業者ではない事業者から土地の寄附を受ける場合のように、一般に販売されていない物品については、例えば、土地であれば、近隣における売買実例価額、不動産鑑定士による鑑定評価額、公示価格等を総合勘案して、あるいは路線価や固定資産税評価額等を参照することにより算定した価額が受領した物品の価額となることが考えられます。 なお、例えば、寄附者の事業の用又は備蓄の用に供されていた</p>

	<p>物品の寄附を受ける場合において、寄附された物品又はそれに相当する物に中古品等の販売市場等における客観的な流通価格が観察されないときは、課税上の弊害がない限り、合理的な方法により寄附された物品の価額を算定することとして差し支えありません。</p> <p>(注) 例えば、寄附された物品の価額が地方公共団体において合理的に算定されたものであると認める限りにおいては、寄附者における当該物品の帳簿価額や備忘価額などにより算定した価額も、上記の合理的な方法により算定した寄附された物品の価額に含まれます。</p>
<p>Q 4-4-3. 物品による寄附の場合、当該物品の受領に際して留意することはありますか。</p>	<p>A 4-4-3. 現金による寄附の場合と同様に、内閣府令で規定する様式を、寄附を行った企業に交付する必要があります(地域再生法施行規則第14条及び別記様式第3、別添を参照)。寄附された物品の詳細等がわかるよう、別添の参考様式のとおり、以下の内容を追記した受領証を交付してください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 物品の詳細</p> <p>物品の品名：</p> <p>数量：</p> <p>使用用途：</p> </div>
<p>Q 4-4-4. 翌年度以降に寄附物品を使うことを前提として、物品による寄附を受けることはできるでしょうか。</p>	<p>A 4-4-4. 物品による寄附の場合は、現金による寄附の場合と異なり、予算・決算上繰り越しすることができないことから、寄附年度に活用する分に限って受領する(例えば、消耗品の場合は寄附年度内に使用する分のみ受領する)ようにしてください。</p>
<p>Q 4-4-5. 物品による寄附の場合、当該物品の管理について留意することはありますか。</p>	<p>A 4-4-5. 寄附された物品の事業への活用状況等を適切に管理するため、当該物品を台帳等で管理するよう努めてください。また、地域再生法第5条第4項第2号の「内閣府令で定める要件」の一つとして「当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であること」が求められている(同法施行規則第3条第1号参照)ため、当該物品と寄附活用事業との関連性がわかるよう、台帳等の用途欄や摘要欄等に、寄附活用事業における当該物品の使用用途を記載するよう努めてください。物品を管理する台帳等を整備していない地方公共団体におかれては、別添の参考様式を必要に応じてご活用ください。</p> <p>併せて、当該物品を寄附活用事業に活用している様子を撮影し</p>

	た写真を保存するなど、実際の活用状況を別途記録しておくことが望ましいです。
Q 4-4-6. 物品による寄附の場合、当該物品はいつから処分が可能になりますか。	A 4-4-6. 寄附活用事業において、当該物品の活用を終えた時点から、処分が可能となります。
Q 4-4-7. 物品による寄附があったことを議会に報告すべきでしょうか。	A 4-4-7. 物品による寄附の場合、決算書類に当該物品が載らない場合もあることから、執行部から議会へ寄附企業の名称や寄附額(価額)のみならず、寄附された物品の品名や使用用途等についても十分に説明し、より一層の透明性を確保するよう努めてください。
Q 4-5. 寄附を受領した日が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施年度の出納整理期間となった場合、当該寄附を事業実施年度の歳入として取り扱うことは可能ですか。	A 4-5. 地方創生応援税制に係る寄附については、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費に充てられる必要がありますので、実際の寄附金の受領時期が出納整理期間になることが予想される場合には、基金を活用した事業による場合を除き、寄附を行う法人に対して年度内に納入通知書を発しておく必要があります。この場合には、当該寄附金は事業実施年度の歳入となります。 なお、寄附を行った法人に対する税額控除は、実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されることとなります。そのため、事業年度が4月1日に始まる法人が3月31日までに寄附を行い、前事業年度に本税制の適用を受けることを希望する場合には、当該法人とよく相談の上、事業の執行を管理して年度内に寄附を受領できるようにしてください。
Q 4-6. どのような法人からの寄附であっても、地方創生応援税制の対象となりますか。	A 4-6. 外国法人を含め、青色申告書を提出している法人からの寄附であれば、地方創生応援税制の適用を受けることができます。 ただし、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施する地方公共団体内に本社が所在する法人からの寄附については、地方創生応援税制の適用はありません。
Q 4-7. 企業が本社の立地する地方公共団体に寄附を行う場合は、優遇措置の対象から除外することとされていますが、「本社の立	A 4-7. 地方税法における「主たる事務所又は事業所が所在する地方公共団体」のことを指します。

<p>地する地方公共団体」とは何を指しますか。</p>	
<p>Q 4-8. 本社が所在する地方公共団体への寄附は、地方創生応援税制の対象外とされていますが、本社が所在する地方公共団体とはどの範囲を指すのですか。</p>	<p>A 4-8. 事業実施主体が市町村である場合は、市町村単位で本社所在地を判断するため、事業を実施する市町村に本社が所在する企業からの寄附については地方創生応援税制の対象外となる一方、同じ都道府県内の他の市町村に本社が所在する企業からの寄附については地方創生応援税制の対象となります。 事業実施主体が都道府県である場合は、都道府県単位で本社所在地を判断するため、事業を実施する都道府県内に本社が所在する企業の寄附については、全て地方創生応援税制の対象外となります。</p>

5. 寄附を行うことの代償としての経済的利益の供与について

<p>Q 5-1-1. 内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけないのですか。</p>	<p>A 5-1-1. 平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、寄附を行うことの代償として以下の行為が禁止されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 寄附を行うことの代償として、補助金を交付すること。 b. 寄附を行うことの代償として、他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。 c. 寄附を行うことの代償として、入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。 d. 寄附を行うことの代償として、合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。 e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。 <p>また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることとなりますが、一般的に、上記e.のうち「経済的な利益を供与すること」に該当する例は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること。 ・寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること。 ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。
--	--

	<p>これらのほか、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記したQ5-2-1からQ5-6-2までの各質問に対する回答もご参照ください。</p> <p>なお、寄附をした法人に対して、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与したことが明らかになった場合には、地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがあります。</p>
<p>Q5-1-2.</p> <p>例えば、どのような行為が、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないのですか。</p>	<p>A5-1-2.</p> <p>一般的に、寄附を行うことの代償としての経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例は、以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。 ・地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。 ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。 ・社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。 <p>これらのほか、具体的に、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記した以下のQ5-2-1からQ5-6-2までの各質問に対する回答の中で明らかにしていますので、ご参照ください。</p>
<p>Q5-2-1.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>A5-2-1.</p> <p>地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手續きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。</p> <p>これは、上記の別異に取り扱う場合以外の場合には、あくまで</p>

	<p>入札・契約上の公正なプロセスを経た上で寄附法人が得ることとなる経済的な利益であり、内閣府令が禁止している「寄附を行うことの代償」とは認められないことによります。</p> <p>なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があることにご留意ください。</p>
<p>Q 5-2-2.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>A 5-2-2.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業の場合であっても、基本的には、上記Q 5-2-1に対するA 5-2-1と同様の考え方となります。</p> <p>地方公共団体においては、当該事業に係る入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。</p>
<p>Q 5-2-3.</p> <p>地方公共団体が、すでに契約関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>A 5-2-3.</p> <p>過去に契約関係にあったこと又は現時点で契約関係にあることは、下記の場合を除き、一般的には、「寄附を行うことの代償として」供与されたものであるとは考えられないことから、当該法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。</p> <p>ただし、契約関係となる以前に法人から寄附の申し出を受け、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で契約を締結する時点で、寄附を受領するに至っていない場合には、Q 5-2-1に対するA 5-2-1において記載しているように、当該契約関係の対象である事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の申し出を理由に当該申し出を行った法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられることにつき、ご留意ください。</p>
<p>Q 5-3-1.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人との</p>	<p>A 5-3-1.</p> <p>地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以</p>

<p>間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>下「寄附法人」といいます。）との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が、優先交渉権者の選定に際し、寄附法人しか応募できないような条件を合理的な理由なく設ける場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。</p> <p>なお、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。</p>
<p>Q 5 - 3 - 2 .</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該</p>	<p>A 5 - 3 - 2 .</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、無償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情がない限り、一般的に、ネーミングライツの選定・付与に係る手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合と同視できることから、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当すると考えられます。</p> <p>なお、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情とは、例えば、法人から寄附の申し出を受けることとは別に、地方公共団体において、合理的な理由に基づき、無償によりネーミングライツを付与することを決定し、かつ、公募等により公正にネーミングライツ契約の相手方として寄附法人を選定する場</p>

<p>当しますか。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>合が挙げられます。</p> <p>いずれにせよ、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。</p>
<p>Q5-4-1.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備されたサテライトオフィス等の施設等を利用させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>A5-4-1.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させることは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、法人に専属的に利用させる場合や、寄附法人のみに対し合理的な理由なく、施設等の利用料を無償にしたり、低廉な利用料を設定したりする場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。</p> <p>なお、地方公共団体においては、当該施設等に関する利用条件等の公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。</p>
<p>Q5-4-2.</p> <p>寄附により整備された施設を、当該寄附を行った法人に専属的に利用させることは、一般的に禁止されていますが、例えば、寄附により整備されたサテライトオフィスを、寄附を行った法人が利用することとなる場合に、留意すべきことはありますか。</p>	<p>A5-4-2.</p> <p>寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）が利用することとなる場合、寄附法人以外の者も入居していることが望ましいですが、公募を通じて、寄附法人以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったものであり、将来的な寄附法人以外の者の入居が排除されていないのであれば、寄附法人以外の者の入居がなくても、禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能です。</p>

<p>Q 5 - 5 . 地方公共団体が、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とする場合は、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>A 5 - 5 . 地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に規定する「関係会社」をいいます。以下「寄附法人の関係会社」といいます。）を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人の関係会社とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人の関係会社しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。</p> <p>なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となります。</p>
<p>Q 5 - 6 - 1 . 地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、以下のとおり、一定の関係を成立させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附を行った法人が参画している共同企業体等との間で契約を 	<p>A 5 - 6 - 1 . 上記 Q 5 - 2 - 1 に対する A 5 - 2 - 1 と同様の考え方となります。A 5 - 2 - 1 をご参照ください。</p>

<p>締結すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附を行った法人に対し出資等をする事 ・ 寄附を行った法人を指定管理者とすること ・ 寄附を行った法人を指定金融機関とすること 	
<p>Q 5 - 6 - 2 .</p> <p>地方公共団体が、以下のとおり、一定の関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体との契約に基づき履行する共同企業体等に参画している法人から寄附を受領すること ・ 出資等の相手方である法人から寄附を受領すること ・ 指定管理者である法人から寄附を受領すること ・ 指定金融機関である法人から寄附を受領すること 	<p>A 5 - 6 - 2 .</p> <p>上記Q 5 - 2 - 3 に対するA 5 - 2 - 3 と同様の考え方となります。A 5 - 2 - 3 をご参照ください。</p>

6. 変更・取消しについて

<p>Q 6 - 1.</p> <p>認定後の地域再生計画について、事業内容や期間にどの程度の変更がある場合に、変更認定申請が必要となりますか。</p>	<p>A 6 - 1.</p> <p>原則として認定を受けた地域再生計画の内容に変更があった場合には、変更認定申請が必要です。</p> <p>ただし、軽微な変更（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更）については、変更認定申請の必要はありません（別途内閣府への報告をお願いします。）。具体のケースについては、個別にご相談ください。</p> <p>なお、寄附額については事業実施後に報告をいただきますので、地域再生計画の認定時点から変更があった場合でも変更認定申請は必要ありません（Q 8 - 1 参照）。</p>
<p>Q 6 - 2.</p> <p>認定を受けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を繰り越すことは可能ですか。</p>	<p>A 6 - 2.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、事業の進捗状況等に応じて地方公共団体において繰り越し処理をすることは、制度上可能です。</p> <p>ただし、現金による寄附の場合、寄附の申し込みがあることをもって繰越明許の未収入特定財源として取り扱うことはできません。一方、企業が寄附を支払うことを書面で通知している場合等、債権債務関係が確定しているとみなせる場合には、未収入特定財源としての寄附を繰り越すことができます。なお、当初執行予定の年度に寄附を受領している場合には、当該寄附金を既収入特定財源として繰り越すことができます。</p> <p>また、A 4 - 4 - 4 のとおり、物品による寄附の場合は、現金による寄附の場合と異なり、予算・決算上繰り越しすることができないことから、寄附年度に活用する分に限って受領する（例えば、消耗品の場合は寄附年度内に使用する分のみ受領する）ようにしてください。</p>
<p>Q 6 - 3.</p> <p>地域再生計画の認定を受けた後に、地方版総合戦略を改訂した場合、地域再生計画の変更認定申請が必要となりますか。＜再掲＞</p>	<p>A 6 - 3.</p> <p>地方版総合戦略を改訂したことをもって直ちに地域再生計画の変更認定申請が必要となるわけではありませんが、認定を受けた地域再生計画の内容に変更が生じる場合には、変更認定申請が必要です。</p>
<p>Q 6 - 4.</p> <p>複数年計画で地域</p>	<p>A 6 - 4.</p> <p>認定後に不交付団体となり、認定基準を満たさなくなった場合</p>

<p>再生計画の認定を受けていた場合に、認定後に不交付団体になるなどして認定基準を満たさなくなった場合、認定の効果はどうなりますか。</p>	<p>には、当該年度以降の事業実施期間を削る等の変更認定申請が必要となります。</p>
<p>Q 6 - 5. K P I を達成できなかった場合、認定地域再生計画はどうなりますか。</p>	<p>A 6 - 5. 地域再生計画に記載された事業として適切に実施されたのであれば、K P I を達成できなかったとしても、直ちに地域再生計画の認定の取消しを行うものではありません。 ただし、K P I が達成できなかった場合には、その要因の分析を客観的に行い、分析の結果を国に報告するとともに、次年度以降の事業内容を見直す必要があります。 また、K P I の達成状況について改善が見られない状況が続く場合には、認定が取り消されることもあります。</p>
<p>Q 6 - 6. どのような場合に地域再生計画の認定が取り消されることとなるのですか。</p>	<p>A 6 - 6. 地域再生計画の認定基準に適合しなくなったと認められる場合には、認定が取り消されることがあります。 具体的には、以下の事例が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附が事業の実施に必要な費用に充てられるよう留意せず、事業を適切に実施していない場合 ・地方公共団体が寄附企業に対し、寄附の見返りとして、経済的な利益の供与を行った場合 ・何らかの事情により、計画に基づく事業を実施しても、当初の目標が達成される見込みが無くなった場合 ・事業実施のスケジュールが大幅に遅延した場合や事業の実施が不可能となった場合等、事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれなくなった場合
<p>Q 6 - 7. 地域再生計画の認定が取り消されることとなる場合のうち、寄附が事業の実施に必要な費用に充てられるよう留意せず、事業を適切に実施していない場合とは、具体</p>	<p>A 6 - 7. 寄附が事業の実施に必要な費用に充てられるよう留意せず、事業を適切に実施していない場合とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の進捗を確認することなく、寄附を受領する場合 ・寄附の総額が事業費を上回る蓋然性が高いにもかかわらず、更に寄附を募集する等、地方公共団体が事業の適切な実施を妨げる行為を行う場合 ・寄附を基金の積立てに充てる場合に、当該事業の終了時に基金への積立額の総額が事業費を上回るおそれがある場

<p>的にどのようなことを想定しているのですか。</p>	<p>合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施報告において寄附の総額が事業費を上回り、国が地方公共団体に対し是正の要求を行ったにもかかわらず適正化の措置を講じない場合 <p>を想定しており、特に、是正の措置の要求に従わない等、地方公共団体に悪質性が見られる場合に認定を取り消すことを原則として考えています。</p>
------------------------------	--

7. 税額控除について

<p>Q 7-1. 地方創生応援税制は、どのような税制優遇措置ですか。</p>	<p>A 7-1. 法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置です。</p> <p>A) 法人住民税 寄附額の4割（従前：2割）を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）</p> <p>B) 法人税 法人住民税の控除額が寄附額の4割（従前：2割）に達しない場合、寄附額の4割（従前：2割）に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）</p> <p>C) 法人事業税 寄附額の2割（従前：1割）を税額控除（法人事業税額の20%が上限）</p> <p>※ 上記については、令和2年4月1日以後に開始する企業の事業年度から適用されます。施行日前に開始した事業年度分については、従前の税額控除割合が適用されます。</p>
<p>Q 7-2. 優遇措置を受けるために、企業は何らかの申請が必要ですか。</p>	<p>A 7-2. 租税の申告時に、地方創生応援税制の適用がある寄附を行った旨を申告するとともに、寄附先の地方公共団体から交付を受けた受領証の写しを提出（法人税の申告にあっては保管）する必要があります。</p> <p>税制上の手続に係る詳細については、課税庁から発表されている情報を確認してください。</p>
<p>Q 7-3. 地方公共団体は、寄附を行った企業に対し、受領証を交付する必要がありますか。</p>	<p>A 7-3. 内閣府令で規定する様式の受領証を、寄附を行った企業に対し交付する必要があります（地域再生法施行規則第14条及び別記様式3、別添を参照）。</p> <p>なお、物品による寄附の場合、地域雇用開発助成金（地域雇用</p>

	<p>開発コース) を活用する場合には、別添の参考様式のとおり、以下の内容をそれぞれ追記した受領証を交付してください。</p> <p>○物品による寄附の場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 物品の詳細</p> <p>物品の品名：</p> <p>数量：</p> <p>使用用途：</p> </div> <p>○地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を活用する場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 以下に該当する場合には、() 内に「○」をし、地域再生計画に記載したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の区域及び実施期間を記載すること。</p> <p>() 地域雇用開発助成金の対象となる事業（区域：()） （実施期間： 年 月 日～ 年 月 日）に対する寄附として受領したもの</p> </div>
<p>Q 7-4. 企業から複数のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を一度に受領した場合に、事業ごとに受領証を交付する必要があるのですか。</p>	<p>A 7-4. 事業ごとに区分して受領証を交付する必要があります。</p>

8. 効果検証及び報告について

<p>Q 8-1. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、事業実施後に国への報告が必要ですか。</p>	<p>A 8-1. 事業期間内の各会計年度終了後及び事業の完了後には、事業の実施状況に関する報告書を、内閣府令及び地域再生計画認定申請マニュアル（各論）で定めるところにより、速やかに提出してください（地域再生法施行規則第 14 条及び別記様式 3 の 2、マニュアル掲載の添付書類を参照）。なお、事業費が確定する前に寄附の受領を行った場合には、別添の参考様式を参考に、国への報告の後に、地方公共団体から寄附企業に対して確実に事業に充当した旨の報告書を提出してください。</p>
<p>Q 8-2. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、受け入れた寄</p>	<p>A 8-2. 地方創生応援税制に係る寄附については、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に確実に充てられる必要があることから、寄附の総額が事業費を超えないように適切に管理を行って</p>

<p>附額が事業費を上回ったことが判明した場合には、どのように対応すべきでしょうか。</p>	<p>ださい。</p> <p>天災等のため事業実施が困難となった等により、やむを得ず受領した寄附の総額が事業費を上回った場合は、受領した寄附のうち事業費を上回った部分について、寄附企業の理解を得た上で、他のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に充てることにより寄附の総額が事業費を超えないようにしてください。</p> <p>なお、国への事業の実施状況に関する報告（Q8-1参照）において、寄附額が事業費を上回っていることが判明した場合には、地域再生計画の認定が取り消されることがあります。加えて、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の特例部分（横展開タイプ事業の4、5年目）については認められず、仮に、当該年度の事業に着手している場合には、交付決定の取消や当該費用に係る交付金の返還等が必要となる場合があります。</p>
<p>Q8-3. 国への報告内容は公表されますか。</p>	<p>A8-3. 事業の実施状況に関する報告書を一律に公表することはありません。</p> <p>ただし、寄附額が事業費を上回っていることが明らかになった場合等、報告内容によっては、地域再生計画の認定の取消し等となることもあり、仮に認定が取り消された場合には、内閣府ホームページでその旨が公示されます。</p>
<p>Q8-4. 事業検証の結果について、住民に対して公表する必要がありますか。</p>	<p>A8-4. 企業の寄附を活用し、効果が高い地方創生事業が行われたことを住民が知ることができるよう、広報誌やホームページ等を通じて積極的に事業検証の結果を公表するようにしてください。</p>
<p>Q8-5. 事業検証の結果について、寄附を受けた企業に対して報告する必要がありますか。</p>	<p>A8-5. 企業は、寄附を行った事業がどのような成果を上げたかについて、株主や社内に説明する必要があると考えられますので、寄附企業に対して事業検証の結果を報告するようにしてください。</p> <p>具体的な報告の方法については、国において一律に定めるものではありませんが、寄附企業に対して個別にお知らせするなど、それぞれの地方公共団体の判断で適切な方法により行うようにしてください。</p>

9. 地方議会との関係について

<p>Q9-1. まち・ひと・しごと</p>	<p>A9-1. 事業の予算化等について、各地方公共団体の議会において十分</p>
----------------------------	---

<p>創生寄附活用事業について、議会にどのように対応するべきですか。</p>	<p>に審議をしてください。</p> <p>また、事業の実施後においても、透明性の確保の観点から、寄附企業の名称及び寄附額、実施結果を執行部から議会に報告することが望ましいです。</p> <p>特に物品による寄附の場合は、A4-4-7のとおり、寄附された物品の品名や使用用途等についても十分に説明し、より一層の透明性を確保するよう努めてください。</p>
<p>Q9-2.</p> <p>地方創生応援税制に係る寄附については、地方自治法上の「負担付の寄附」に該当することとなり、歳入に当たって地方議会の議決が必要となるのではないのでしょうか。</p>	<p>A9-2.</p> <p>地方自治法上の「負担付の寄附」とは、反対給付的な意味において、地方公共団体の負担を伴う一定の条件が付されるものをいいます。単に用途を指定するような寄附はこれに該当しないことから、本税制に係る寄附は、一般的には、地方自治法上の「負担付の寄附」には当たりません。</p>

10. 広報について

<p>Q10-1.</p> <p>認定を受けた地域再生計画に係るまち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、企業がどのようにして知ることができるのでしょうか。</p>	<p>A10-1.</p> <p>地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画については、一覧表及び全ての地域再生計画を内閣府のホームページで公表します。</p> <p>また、地方公共団体においても、認定を受けた事業をホームページで公表することをはじめ、企業に対して積極的にPRをするようにしてください。</p>
<p>Q10-2.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を行った企業の名前や寄附額を公表する必要がありますか。</p>	<p>A10-2.</p> <p>寄附について公表を希望しない企業を除き、企業名や寄附額を公表するようにしてください。企業名や寄附額を非公表とする場合であっても、非公表とする理由等について、地方公共団体においても説明責任を果たせるようにしてください。</p> <p>なお、国においても、寄附について公表を希望しない企業を除き、企業名や寄附額を公表しています。</p>

11. その他

<p>Q11.</p> <p>法人にとって、地方創生応援税制を活用するメリットは何ですか。</p>	<p>A11.</p> <p>法人にとって、地方創生応援税制を活用して地方公共団体の地方創生プロジェクトを支援することは、当該税制の適用を受けることのほか、下記のメリット・効果につながると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度の向上・地域社会の活力向上などへの貢献・創業地など縁のある地域への恩返し・事業分野以外の分野を含む地方公共団体の地方創生プロジェクトへの支援による、SDGs 達成に向けた取組みの推進、ESG に配慮した経営の遂行・地方公共団体をはじめ、当該地方公共団体による地方創生プロジェクトに関わる多様な主体との新たな関係の構築など <p>詳細は、内閣府ホームページに掲載している「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取組～」(令和3年3月)をご覧ください。(URL : https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R2jireisyu.pdf)</p>
---	--

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について

年 月 日

〇〇市町村長 殿

(法人名)

(法人番号)

貴団体で実施される予定である〇〇事業に対し、下記の額を寄附することを申し出ます。

記

_____ 円

※なお、上記の寄附は指定のあった時期（〇月頃）に振り込みます。

別記様式第 3 (第 1 4 条関係)

受領証

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

地方公共団体の長の氏名

地域再生法第 1 3 条の 3 に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

1. 事業の名称
2. 寄附年月日 年 月 日
3. 寄附金額 円

注 必要に応じて、上記の寄附を充当するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の詳細を本受領証に追記するようにしてください。

○ 物品による寄附を受領した場合には、以下のとおり、本受領証に追記すること。

※ 物品の詳細

物品の品名 :

数量 :

使用用途 :

○ 地域雇用開発助成金の対象となる事業に対する寄附として受領した場合には、以下のとおり、本受領証に追記すること。

※ 以下に該当する場合には、() 内に「○」をし、地域再生計画に記載したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の区域及び実施期間を記載すること。

() 地域雇用開発助成金の対象となる事業 (区域 :) (実施期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日) に対する寄附として受領したもの

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附物品管理簿

○寄附受領時

品名：

受領年月日	算定価額	数量	寄附法人
活用予定事業	使用用途		摘要

○寄附物品使用時

出納年月日	払出数量	残数量	活用事業	使用用途	摘要

別記様式第 3 の 2 (第 1 4 条関係)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

認定地方公共団体の長の氏名

年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る 年度の実施状況について、地域再生法施行規則第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 地域再生計画の名称及び事業の名称

地域再生計画の名称	
事業の名称	

2 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附の実績

年度	
事業費計 (円)	
寄附額計 (円)	

法人名	法人番号	寄附額 (円)	受領日	公表の可否

注 別記様式第 3 による受領証を交付した全ての寄附について記載してください。

3 事業の実施状況に関する客観的な指標

指標	
----	--

	年 月	目標値	実績値
申請時			
初年度			
2 年目			
3 年目			
4 年目			
5 年目			

注 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施期間中に寄附を充当した事業に関連する指標を全て記載してください。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費の確定について

年 月 日

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

地方公共団体の長の氏名

年 月 日付けで貴社から寄附を受領した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、〇〇年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の名称

--

2. 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費	円
当該事業に対する寄附の受領額	円
うち、貴社からの寄附の受領額	円